



所基通 36－49（利息相当額の評価）の合理性／

理事長に対する金銭の貸付利率

東京地方裁判所 平成 25 年(行ウ)第 598 号・

平成 25 年(行ウ)第 713 号・

平成 25 年(行ウ)第 714 号所得税更正処分等取消請求事件（棄却）(控訴)

第 68 回 2016 年（平成 28 年）10 月 7 日

発表 岡田 和教

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

所基通36-49(利息相当額の評価)の合理性 / 理事長に対する金銭の貸付利率
東京地方裁判所 平成25年(行ウ)第598号・平成25年(行ウ)第713号・平成
25年(行ウ)第714号所得税更正処分等取消請求事件 (棄却)(控訴)

平成28年10月7日

岡田 和教

事実の概要

本件は某医療法人の理事長を務める原告が、平成20年分ないし平成22年分(以下、「本件各年分」という。)の各所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁が、当該医療法人に係る法人税の調査に基づき、原告が当該医療法人から借り入れた金員(以下、「本件借入金」といい、債権者である当該医療法人においては「本件貸付金」という。)に係る支払利息について、本件借入金に対して通常支払うべき利息の額(以下「本件利息相当額」という。)と当該医療法人が決算において収入に計上した利息の額(以下、「本件受取利息額」という。)との差額相当額が原告に対する経済的利益(以下、「本件経済的利益」という。)の供与と認められるとして、本件各年分の所得税について、本件経済的利益の額を原告の給与所得に加算して各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)を行ったことから、原告が、本件各更正処分等(ただし、平成22年分の更正処分については、平成24年5月10日付けで行われた減額更正処分後のもの)の取消しを求めている事案である。

前提事実(争いのない事実、顕著な事実及び掲記の証拠により容易に認められる事実)

1、当事者

原告は、当該医療法人において、成立時から本件各更正処分時まで継続して理事長の地位にあり、当該医療法人から支払を受ける給与等に係る給与所得の他に、事業所得、不動産所得、株式等の譲渡所得及び配当所得(以下、「本件各所得」という。)などを有するとして、本件各年分の所得税の確定申告をしていた。当該医療法人の事業年度は、毎年、7月1日から翌年の6月30日までである。

2、本件貸付金

当該医療法人の総勘定元帳に基づき整理すると、本件貸付金に係る受取利息は、平成17年7月から平成20年6月までの期間については年0.01パーセントの利率、平成20年7月から平成22年6月までの期間については年2.0パーセントの利率で計算されており、当該医療法人は、受取利息として、平成18年6月30日に10万4165円、平成19年6月30日及び平成20年6月30日にそれぞれ11万7312円、平成21年6月30日に1027万4466円、平成22年6月30日に837万6435円を収益に計上している。ただし、これらの金額

は、いずれも計上日において、未収入金として経理処理されている。

なお、当該医療法人は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度(以下、「平成18年6月期」といい、他の事業年度も同様に表記する。)以後の各事業年度の末日において、借入金債務を有していない。

3、他の債権債務関係等

原告が、本件貸付金の額に影響を及ぼすものとして主張する他の債権債務関係等に係る事情は次のとおりである。

(1) 有価証券

各有価証券(以下、「本件各有価証券」という。)は某証券会社に開設された原告名義の証券口座(以下「原告名義証券口座」という。)において、同表の「約定日」欄の各約定日に取得されたものである。

(2) 原告に対する給与

当該医療法人は、帳簿上、原告に対する給与として、平成18年6月30日付けで1710万円、平成19年6月30日付けで2160万円、平成20年6月30日付けで1200万円を「医師給与」勘定に計上し、平成20年7月から平成21年6月までは毎月100万円、平成21年7月から同年12月までは毎月400万円を「役員報酬」勘定に計上し、それぞれ計上した日の属する事業年度の損金の額に算入したが、これらの金額は、いずれも計上した日時点において原告に支払われず、未払金として経理処理されている。(以下、上記医師給与及び役員報酬を併せて「本件未払給与」という。)なお、当該医療法人は、平成22年1月から6月までの期間に係る原告に対する給与に関する経理処理をしていない。

(3) 原告に対する賃借料

省略

4、本件各更正処分等に至る経緯

本件各更正処分等の経緯は以下のとおりである。

(1) 処分行政庁は、平成23年7月8日付けで、当該医療法人に対する税務調査に基づき、本件経済的利益の額を原告に支払う給与に加算して源泉徴収に係る所得税(以下、「源泉所得税」という。)の額を再計算し、既に納付済みの源泉所得税の額との差額について、当該医療法人に対して納税告知処分を行った。

(2) 原告に対する税務調査を担当した目黒税務署所属の職員(以下「本件所得税調査担当者」という。)は、本件経済的利益の額に係る原告の給与所得について、原告の申告内容等と照合及び検討した上で、原告の顧問税理士に対し、原告の本件各年分の所得税の申告については是正が必要である旨を連絡した。

これに対し、顧問税理士が修正申告に応じるかどうかを原告と相談の上書面で回答するとしていたところ、原告は、「原告個人の確定申告の修正申告につ

きましては、現在、法人税の更正決定にかかる東京国税不服審判所にて審査中（括弧内省略）のため、回答できません。」と記載した平成23年12月19日付けの書面を提出した。

そこで、本件所得税調査担当者は、原告から修正申告書が提出される見込みがないものと判断し、平成23年12月22日、本件各年分の所得税について更正の手続を進める旨を顧問税理士に連絡し、原告にその旨伝えるよう依頼した。

- (3) 処分行政庁は、原告の給与所得の金額及び源泉徴収税額に誤りがあるとして、本件各更正処分等を行った。これは、本件利息相当額と本件受取利息額との差額が本件経済的利益の額に当たるとして、これを原告の給与所得に加算することを前提とする処分である。
- (4) 原告は、平成24年4月11日、国税通則法（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下「通則法」という。）75条4項1号に基づき、本件各更正処分等の取消しを求める審査請求をした。
- (5) 目黒税務署長は、平成24年5月10日付けで、原告に対し、原告の平成22年分の所得税につて、総所得金額68,244,182円（給与所得の金額45,880,137円）納付すべき税額6,854,100円とする減額再更正をした。
- (6) 国税不服審判所長は、平成25年3月13日付けで、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした。
- (7) 原告は、平成25年9月13日、本件各更正処分等の取消しを求めて本件訴えを提起した（顕著な事実）

争点

- 1 本件各更正処分等は処分行政庁の調査に基づいて行われたものか否か[以下、争点(1)いう。]
- 2 本件各有価証券は、原告に帰属するものか否か[以下、「争点(2)」という。]
- 3 本件借入金の額は、原告に対して当該医療法人が有する未払給与及び未払家賃を減額した額とすべきか否か[以下、「争点(3)」という。]
- 4 本件利息相当額の算定は、所得税基本通達36-49後段に定める利率によるべきか否か[以下「争点(4)」という。]
- 5 本件経済的利益の額に相当する金額は、原告の所得金額の計算上、必要経費に算入すべきか否か[以下「争点(5)」という。]

争点に関する当事者の主張の要旨

- 1 争点(1)について

(原告の主張の要旨)

処分行政庁は、当該医療法人に対して調査を行ったが、原告に対しては一度

も調査が行われなかった。原告は、当該医療法人の原告に対する貸付金により、資産運用、不動産購入等を行っているにもかかわらず、不動産所得、事業所得と無関係であるとして、これらに関して一切の調査をすることなく、給与所得に関する調査のみによって更正処分をすることは違法である。

(被告の主張の要旨)

通則法24条にいう「調査」とは、課税標準又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味する極めて包括的な概念であり、調査の方法、時期などその具体的な手続きについては、課税庁に広範な裁量権が認められている。そこで、課税庁は、その必要とする範囲及び程度において調査し、それをもって足りると解すべきであって、納税義務者に対し直接質問調査をしなければならないものではなく、また、課税庁が既に収集した資料を基礎として内部において調査し、正当な課税標準を認定することも、同条にいう「調査」に含まれると解すべきである。

本件所得税調査担当者は、当該医療法人に対する税務調査の担当者(以下「本件法人税調査担当者」いう。)が当該医療法人の調査において収集した資料等を基礎として、原告の申告内容等と照合するなどして検討し、原告の本件各年分の所得税の申告について是正が必要である旨を顧問税理士を通じて原告に連絡した上、原告から当該医療法人の更正処分について審査請求中であるため修正申告に応じるか否か回答できないとの連絡を経て、本件各更正処分を行ったものである。

したがって、本件所得税調査担当者は、合理的な裁量権の範囲内で通則法24条の「調査」を行ったものと認められ、適法に行われた当該調査に基づき本件各更正処分が行われたのであるから、原告の上記主張は失当である。

2 争点(2)について

省略

3 争点(3)について

(原告の主張の要旨)

原告に対する給与、家賃について、当該医療法人事務局長であったAの在職当時は(平成13年7月まで)、現実に支払われるか当該医療法人の原告に対する貸付金と相殺する扱いがなされ、未払給与、未払家賃の計上はなされておらず、原告の認識としては、平成13年7月以降も、給与、家賃については現実に支払われなかった場合には貸付金と相殺する意思を有していた。Aの入院、死亡後、事務局長が不在となり、帳簿上、上記の処理がなされないままとなっていたものであるから、原告に対して当該医療法人が有する未払給与及び未払家賃(以下、両者を併せて「本件未払給与等債務額」という。)は本件貸付金と相殺されるべきである。

(被告の主張の要旨)

当該医療法人は、原告に対する本件貸付金に係る受取利息の計算に当たって、本件未払給与等債務額と本件貸付金との相殺の経理処理を行っていない場合には、本件未払給与等債務額があるとしても、相殺前の帳簿上の短期貸付金勘定残高を利息計算の基礎としており、他方、実際に相殺の経理処理をした場合は、相殺後の短期貸付金勘定残高をもって利息計算を行っている。加えて、当該医療法人は、原告に対する未払給与に係る源泉所得税について、相殺の経理処理をした平成20年7月1日以後の同月4日及び平成21年1月20日にそれぞれ納付しているのであるから、当該相殺の経理処理をもって、原告に対する未払給与債務の減少を認識したと認められる。そうすると、本件未払給与等債務額と本件貸付金とは、実際に相殺等の経理処理が行われるまでの間は、原告と当該医療法人との間の債権債務として別個独立して存在するものとみるべきである。

4 争点(4)について

(原告の主張の要旨)

法人の貸付金について、その利息を認定するという法令上の規定はなく、認定利息に適用する利率についても何らの法律上の根拠はない。基本通達36-49は、延滞税の利率を考慮して定められたものと考えられるが、延滞税については、期限内における適正な実現を担保すること、期限内に適正に国税を履行した者との均衡を図ることを目的とするところ、当該医療法人の原告に対する貸付金については、早期に弁済を求められていた事実はなく、履行遅滞があったわけでもないから、本件については、延滞税と同様の利率が適用される前提がない。

(被告の主張の要旨)

基本通達36-49は、使用者が役員等に貸し付けた金銭が、使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかでない場合に、通達を定めずに利息相当額を個別に評価することとすると、貸主と借主の関係、担保の有無とその種類、貸付期間など種々の要素により異なった評価額が生じることとなり、納税者の予測可能性を害する上、課税事務の統一的な執行が困難になるおそれを生じさせるから、客観性を有する利子税の利率(特例基準割合)によって画一的に評価することとしたものであり、この定めは、納税者の予測可能性の向上、納税者間の公平、納税者の便宜及び徴税費用の節減という見地から見て合理的なものといえる。これを本件に当てはめると、当該医療法人には、他からの借入金はなく、また当該医療法人が本件貸付金に付した利率は、0.01ないし2.0パーセントとされているところ、これらの利率は、借入金の平均調達金利等合理的と認められる利率とは認められないから、基本通達36-28(2)の「課税しなくて差し支えない」との取扱いを採用することはできない。したがって、本件貸付金の利息相当額の評価に当たり適用される利率は、貸付けを行った日の属す

る年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法15条1項1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した4.1パーセントないし4.5パーセントによることが妥当というべきである。

5 争点(5)について

省略

裁判所の判断

1 争点(1)について

原告は、処分行政庁が必要な調査を行わず行った本件各更正処分は違法である旨主張する。

しかしながら、更正処分の適否は、その認定された課税標準又は税額等が実際の所得に相応しているか否かによるものであって、特段の事情がない限り、その調査手続の適否それ自体が同処分の適法性に影響を与えることはないものというべきである。

また、通則法24条にいう「調査」とは、課税標準又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈を経て更正処分に至るまでの思考、判断を含む極めて包括的な概念であり、調査の方法、時期などその具体的手続については、何ら規定されていないから、課税庁に広範な裁量権が認められている。したがって、課税庁は、必要とする範囲及び程度において調査をすれば足りるのであり、納税義務者に対して直接質問調査をしなければならない義務を当然に負うものではないし、課税庁が内部において既に収集した資料を検討して正当な課税標準を認定することも、その裁量権の範囲内であり、同条にいう「調査」に含まれるものというべきである。なお、本件各更正処分は、原告の給与所得に関して行われたものであるから、同処分をするに際して、原告の不動産所得及び事業所得に関する帳簿書類の調査が求められたわけでもない。(所得税法155条1項)

本件所得税調査担当者は、前提事実4 本件各更正処分等に至る経緯(1)ないし(3)のとおり、本件法人税調査担当者が当該医療法人の調査において収集した資料等を基礎として、原告の申告内容等と照合するなどして検討し、原告の本件各年分の所得税の申告については是正が必要である旨を顧問税理士を通じて原告に連絡した上、原告から当該医療法人の更正処分について審査請求中であるため修正申告に応じるか否か回答できないとの連絡を経て、本件各更正処分を行ったものである。したがって、本件所得税調査担当者は、合理的な裁量権の範囲内で通則法24条の「調査」を行ったものと認められ、適法に行われた当該調査に基づき本件各更正処分が行われたものというべきであり、この点に関する原告の主張は採用できない。

争点(2)について

省略

争点(3)について

原告は、本件未払給与等債務額と本件貸付金とが相殺されるべきである旨主張する。

そこで検討すると、前提事実3他の債権債務関係等(2)(3)及び争いのない事実によれば、当該医療人は平成20年7月1日付で、平成18年ないし平成20年に生じた原告に対する未払給与の額からこれらに係る源泉所得税の額を控除した額3965万0400円を短期貸付金勘定と相殺する経理処理をし、平成18年及び平成19年に生じた未払給与の支払(相殺)に係る源泉所得税については平成20年7月4日に、平成20年に生じた未払給与の支払(相殺)に係る源泉所得税については平成21年1月20日に、それぞれ国に納付しているのに対して、本件未払給与等債務額については、いずれも未払金として経理処理し、相殺の経理処理を行っていないことが認められる。以上によれば、本件未払給与等債務額と本件貸付金については、実際に相殺等の経理処理が行われるまでの間は、原告と当該医療法人との間の債権債務として別箇独立して存在するものとみるのが相当であるし、原告は、本件未払給与等債務額と本件貸付金に関する原告と当該医療法人との間の事前の相殺合意についても何ら主張立証をしていないから、原告の上記主張は採用できない。

争点(4)について

原告は、本件利息相当額の算定について、基本通達36-49後段の定める利率によることの不当を主張する。

そこで検討すると、使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額の評価について、基本通達36-49は「当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形に基準割引率に年4%の利率を加算した利率(括弧内省略)により評価する。」と定めている。本件において、前提事実2のとおり、当該医療法人が本件貸付金に付した利率は、0.01ないし2.0パーセントとされているところ、これらの利率が、当該医療法人における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率の定めによったものと認められるような事情はうかがわれないから、基本通達36-28(2)の「課税しなくて差し支えない」との取扱いを採用することはできず、本件貸付金の利息相当額の評価に当り適用される利率は、商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した4.1パーセントないし4.5パーセントを採用するのが妥当である。

これに対して、原告は、基本通達36-49は、延滞税の利率を考慮して定められたものと考えられるところ、本件貸付金については、早期に弁済を求められていた事実はなく、履行遅滞があったわけでもないから、延滞税と同様の利率が適用される前提がな

い旨主張する。

しかしながら、まず、原告が、本件貸付金が早期に弁済を求められていたものではないという個別事情を主張する点についてみると、使用者が役員等に貸し付けた金銭が、使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかでない場合に、利息相当額を個別に評価することとすると、貸主と借主の関係、担保の有無とその種類、貸付期間など種々の要素により異なった評価額が生じることとなり、納税者の予測可能性を害する上、課税事務の統一的な執行が困難になるおそれを生じさせるから、客観性を有する基準によって画一的に評価するという基本通達36-49の定めは、納税者の予測可能性の向上、納税者間の公平、納税者の便宜及び徴税費用の節減という見地から見て合理的なものというべきである。仮に、本件における個別事情に即して検討するとすれば、無担保で返還日も定めずにその額も巨額に及んでいる本件貸付金は、それが通常の貸付融資契約によってされた場合、むしろ高利率の利息を徴収されても仕方がないなどの様々な見方もあり得るのであって、かかる事情のいかんにかかわらず利息相当額を画一的に評価することには合理性があるといえる。したがって、個別事情を考慮すべきであるという原告の主張は採用できない。

また、原告が、延滞税の利率によることの不当を主張する点についてみると、原告は延滞税（通則法60条。利率は14.6%）を挙げるが、これは利子税〔所得税法13条3項等。租税特別措置法（平成24年法律第16号による改正前のもの。）93条1項により、その利率は所定の場合に特例基準割合によるとされる。〕をいう趣旨と解される。そして、基本通達36-49は、利息相当額を評価する利率として、利子税における特例基準割合を採用したものであるが、利子税の割合は税法上の基準金利（国から延納税金に相当する金銭を借り入れた場合の約定利率に相当するもの）と考えられ、客観性を有することに加え、特例基準割合が、国民にとって最も分かりやすい基準割引率（日本銀行法15条1項1号）を基準とし、かつ、変動要素を持った利率であることに照らすと、特例基準割合を採用したことには合理性があるものというべきである。したがって、特例基準割合によることが不当であるという原告の主張も採用できない。

5 争点（5）について

省略

6 本件各更正処分等の適法性について

以上を前提として、本件各更正処分等についてみると、被告が本訴において主張する課税の根拠及び計算記載の根拠はいずれも相当であり、その根拠に基づいた原告の本件各更正処分等は、適法というべきである。

結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとする判決をした。

研究

1 所得税基本通達36-28(2)は、「役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利（例えば、当該使用者が貸付けを行った日の前年中又は前事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中又は前事業年中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をいう。）など合理的と認められる貸付利息を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益」に対しては、課税しなくて差し支えないと規定されている。

なお、この通達の解説は次のとおりである。

「役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合の経済的利益

使用者が使用人等に対して金銭を貸し付ける場合、使用者における金融機関等からの借入金の平均残高と当該借入金に係る支払利息の額を基として平均調達金利を算定し、それをベースに貸付利率を定めていることもあると思われるが、このような場合には、使用者が負担する利息と使用人等が使用者に支払う利息は同額とはいえないまでもほとんど開差はなく、使用者から使用人等に対する経済的利益の移転はないと解することもできる。（仮に使用者からの利益の移転があるとしても少額であると認められる。）

しかしながら、使用者が使用人等に対する貸付利率を使用者における平均調達金利以上としている場合でも、その利息が36-49（利息相当額の評価）で明らかにしている利率に比較して低利であるときは、租税特別措置法第93条第2項《利子税の割合の特例》に規定する特例基準割合による利率と平均調達金利との差に対応する利息相当額が、理論上経済的利益として認識されることになる。

このため、このような場合に理論上生じうる経済的利益について、課税しない旨を明らかにしたものである。注1

そうすると、一般論として、各会社・各事業者によって、その貸付利率は異なってもやむをえないし、さらには、使用者から役員・使用人等に対する利益の移転がなければ、これに対して、課税しなくても差し支えないと解釈することができる。

そうであるならば、当該医療法人が他からの借入金を有しておらず、当該医療法人と原告との間で金銭消費貸借契約を締結した上で、金銭消費貸借契約証書を作成し、その貸付利息利率が長期の定期預金利息利率以上の貸付利率である場合は当該貸付利率でも、課税しなくても差し支えないものとも思われる。

なぜならば、当該医療法人がその運用資金を普通預金にのみ預けている場合、普通預金と普通預金よりは利率の高い定期預金にのみ預け入れている場合は、当該医療法人が役員等及びその使用人に対し、その定期預金の利率で貸し付けることには、経済的合理性があると思われるからである。

研究会で、定期預金以上の利率での貸付利率という点について、この経済的利益は

貸手側から考えるのではなく、借り手側からの視点で考えなければならないのではということが、指摘された。

この指摘はまさにその通りである。法人税の問題ではなく、所得税の問題であるからである。

よって、定期預金程度の貸付利率というのは、無理があると思われる。

- 2、所得税基本通達36-49でその経済的利益の額、すなわち貸付利率を定めているが、平成25年度の税制改正で、この特例基準割合について、「各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合」に改正され、平成26年1月1日から適用されている。

また、平成14年以降に適用される特例基準割合は以下のとおりである。注2

平成14年～平成18年	4.1%
平成19年	4.4%
平成20年	4.7%
平成21年	4.5%
平成22年～平成25年	4.3%
平成26年	1.9%

上記の割合(利率)で感じることは、平成25年度税制改正(平成26年1月1日適用)により、その割合(利率)が大幅に下がっていることである。これは、その特例基準割合の算出方法が変更(改正)になったからである。(公定歩合+4%の割合から)

そこで、経済的利益の額(貸付利率)は法律によって規定されているものではないこと、さらに平成25年度改正事項が平成24年当時から延滞税等のあり方などとして検討されていた(注3)ことなどから、もっと柔軟な判断であっても許されたのではと思うところがあるが、しかし、課税の公平という見地から、やむを得ないと思う。

参考

注1 所得税基本通達逐条解説 平成26年8月18日 初版発行 大蔵財務協会 31
1頁

注2 同上 341, 342頁

注3 平成25年 改正税法のすべて 853頁